

平成30年度第3回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月8日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室

3. 出席委員(14人)

会 長	1 番	小 林	功				
会長職務代理者	1 4 番	中 澤	一 博				
委 員	2 番	小宮山	晃 次	3 番	春 摘	要	
	4 番	小 川	啓 介	5 番	葉 狩	健 一	
	6 番	福 安	健	7 番	國 岡	美保子	
	8 番	池 本	英 夫	9 番	植 木	克 茂	
	1 0 番	藤 原	康 生	1 1 番	寺 坂	富 雄	
	1 2 番	竹 下	るみ子	1 3 番	山 中	眞 守	

4. 欠席委員 な し

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

1 5 番	前 川	義 憲	1 6 番	草 刈	章 博
1 7 番	平 尾	晴 次	1 8 番	西 沖	和 己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 農地の嵩上げ等事業の承認について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米 本 勝 彦 書 記 安 道 千 景

8. 会議の概要

(午後1時40分 開会)

- 事務局長 　ただ今から平成30年度第3回農業委員会総会を開会いたします。
本日は14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。
それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。
- 会　　長 　皆さんこんにちは。どうも、テレビ等で梅雨入りした模様だということで、これから毎日ちょっと気持ちも下りていくような感じがするのではなかろうかな、という感じが致しております。
さて、先月の30、31日に全国農業委員会会長大会が東京、文京シビックホールで開催されました。全国から農業委員会の会長はじめ関係の方々が千八百名お集まりになり、そこで色々我々の要望と言いますか、要請活動等々の申し入れ等についてが大会の要旨でございました。この、全国大会のローガンは、一応「農地利用最適化の取り組みの強化に向けて」であります。先ほど農業委員会憲章でうたっていただきましたその内容が、ほぼそれを詳細に分けて、それぞれの課題、問題点について協議をし、全国大会において承認可決し、そのものを国会議員はじめ、地方の政府等に要請を行ったところでございます。
特に、鳥取県における大きな課題といたしましては、大会の中であったのですが、一つは農地中間管理事業の推進であります。制度の簡素化を実現していただきたいとか、あるいは市町村の役割を法的に明確化していただきたい、等々でございます。
二つ目は、農業委員会の事務局体制の強化をお願いしたいということでございまして、農業委員会の役割は、仕事上膨張しているとか色々ございしますが、人的体制が非常に不安定なところでやられておるではなかろうかということでございます。それから、農業委員の職務の実施可能な水準の確認をお願いしたい、こういうことを一応要請したところであります。
また、三つ目においては、所有者不明の農地への対応についてであります。これは、相続の未登記の問題のほかに、農地の相続放棄。これが先だっの行政審議委員会の中でも、相続においても農地は放棄すると、いらないと、誰か受けていただきたいなど、こういうような話も出てきているのが現状でございます。そういうことについての対応を、結局どう図っていくかという問題。それから、農地の貸借の問題以上に、所有権の問題に踏み込んだ検討をお願いしたい。このことを要請したところであります。
それから四つ目が、農業委員会が行っている遊休農地の利用状況調査、利用意向調査に関する問題点でございますけれども、これにつきましては、再生可能なA分類の農地を再生させるための基金再生事業が廃止されてから、

農地の耕作放棄の条件が、再生できなくなってきたというような問題もあり、これについての要望等々を申し入れたということでもあります。それから再生不可能なB分類。これにつきましては、2、3日前の農業新聞に載っておりましたが、三朝町。ここにおきましては、5反程度のものをB分類にして非農地化したと。その中でここに何を植えたかといいますと、椎茸の原木でありますナラ。ナラの苗木を5反に植え、大きくなったものを中央農協が受け取り、受け取ることによって椎茸の販売に寄与すべく取り組みをやっていこう、という話も出ておったようでございます。

縷々、課題・問題点がございましたけども、主なものは先ほど言いました政策提案と、農地を活かし新たな担い手を応援する全国運動を成し遂げるための申し合わせ事項についても、皆さんの合意を得ての要請をやったということでもあります。

ところが、全国で中間管理機構が、農地の集積その他にあたっておられる中、鳥取県の農業担い手機構、ここが全国一位になったという話を、ちらっとお聞きしたり、新聞等資料で見たわけでございますけれども、このことは智頭町の場合においては、私はちょっと異論がございます。なぜかと言いますと、平坦地の農地集積、それから集約の出来るところ、しかしながら智頭町においては、非常に農地の集積集約も出来ないが、畦畔、法面が多いが為に農地の再生対策、放棄されたものや、遊休農地の再生が非常に難しい。こういう点があるところにおいては、農地の集積も難しいが集約は特に難しい。こういうところでもあります。ですから、智頭町においては、現在やっておられるように、農地利用の集積においての、それぞれの担い手の方が農業・農地の規模拡大ということを少なからず取り組んで行かれて、その取り組みをやっておられると。この方法と、もう一つは、草刈最適化推進委員がやっておられる農作業の受委託によって、平坦地もですが、特に山間地においては、農地におけるそれぞれの家の執着心と言いますか、このものが非常に高い。そうしますと、どういったことがあっても農地を放さずに、何とか自分で、農業はやれないけど持って行きたいと、こういう方が非常に多いようでございます。これに対しましては、農作業の受委託によって、それをバックアップによって、何とか農地を作っていただいて、維持管理をしていきたいと、こういう方々がおられます。そこで、これをミックスした中で考えていかなければならないのが、これからそれぞれの集落における集落営農と言いますか、先般、意向調査によってある程度それぞれの集落の結果が出てきたではなかろうかなというふうに思っております。そういう面において、それぞれ委員さんが担当エリアの中で、そのアンケートの結果というものがどのような形で生まれてきておるのかと。アンケートの結果でございますから、資料を見れば、どこの家が、どういうほ場をどういような形で対応していただきたいのかという要望が、必ずや出てきておるはずでございます。そういうことで農業委員、あるいは最適化推進委員の皆さんは、それぞれの該当エリアにおいての取り組みを今後やっていただく必要があるのではなかろうかな

と。

身近なところに目を向けての話をさせていただきましたけれど、こういうことで智頭町における中山間地農業のあり方というものについては、皆さん方の活動如何によって内容が変わってこようと、このように思っておりますので、一つその点をお話しさせていただいて、開会の挨拶とさせていただきます。

議長

それでは、総会に入ります。

日程第1、議事録署名委員の決定について。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは、9番 植木克茂委員、10番 藤原康生委員にお願いいたします。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

農地法第4条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

番号1番ですが、農地の所在、大背字荒神前62番の2。登記簿の地目が畑で面積は18㎡です。申請人は鳥取市大覚寺の〇〇〇〇さんです。転用目的は墓地です。転用理由としては、「既存墓地の立地条件が悪いため、参拝しやすい農地へ転用する」ということです。お配りしております申請位置図で説明させていただきます。

先ず、1ページに位置図をつけております。場所は水島集落の線路の向こう側になりまして、この図面の一番右端の切れているところに「JR」とありますが、これがJR那岐駅になります。この那岐駅からの距離が、直線距離で約230メートルありますので、農地区分としては駅から300メートル以内ということで、第3種農地となります。

続きまして2ページをお願いします。2ページに公図を付けておりますけど、今回この墓地を申請するために分筆をされまして、黄色い部分が申請地となります。

3ページのところで、墓地の外観図をつけております。このように、利用計画につきましても、規模についても妥当と判断したところでございます。

4ページが転用事業計画書で、5ページ、6ページが被害防除計画書ですけども、ここによりまして、被害防除につきましても「速やかに対処する」

ということが書いてありますので、被害防除につきましても問題ないと判断したところでございます。

7ページに現地の写真を付けておりますけれども、この写真からも判りますように、周辺の農地に与える影響も少ないと思われるところでございます。

あと、書類は付けておりませんが、資力につきましても、金融機関の残高証明等により確認したところでございます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に関連して、那岐地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 6月4日に現地確認に行き、お話を伺ってきました。既存の墓地は山の中にありまして、そこは立地条件がすごく悪いので参拝がしづらいということで、どこか良いところがないかと色々と考えておられたようです。高齢のお母さんがおられまして、参拝しやすいよう所にとということで、家の隣にあたりますけど、そこの畑に決められたようです。ここは以前畑として使っておられたようですが、近年は全然使用されておられず、草が生えておりました。近隣からは遠くて、隣の方も在留しておられませんが、裏は山になっているので、農地利用の支障はないし問題ないと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2の議案第2号「農地の嵩上げ等事業の承認について」を議題とします。農地嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので、承認を求めるものであります。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案書の2ページとなります。

申請者は芦津43番地3の〇〇〇〇さんです。申請地は芦津字岩バナ1237番1、田んぼの301㎡と、同じく岩バナ1237番2、田んぼの100㎡の2筆です。用途としては嵩上げで、理由としては「隣接の排水路が老朽化し、漏水が畑に流入するため、排水路の高さまで嵩上げする」という理由でございます。

場所につきましては、申請位置図の8ページが位置図でございます。芦津集落の下手側で、八河谷集落に上がる道の左手のところでございます。9ページに表示しておりますのが、県道に隣接する黄色い所となるということでございます。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、山形地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番

調査結果を報告致します。

6月7日ですけども、本人さんと会い、現地を確認しました。写真にもありますように出荷用の野菜、この写真の中ではまだ作付けはされておられませんけども、出荷用の野菜を栽培されております。で、隣の農地より低い、水路よりもかなり低い位置でして、漏水で畑がぬかるむというというような状況のようです。ということで、嵩上げをされるということです。水路並みに嵩上げされますけども、隣の農地よりも更に低いということで、特に近隣の農地に影響を与えるものでもありませんので、特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議長

説明が終わりました。

本来、嵩上げ期間の記載が必要だが、事務局いかがか。

事務局長

失礼致しました。今の予定では期間は6月15日から8月31日でございます。今後、記載漏れのないようにいたします。

議長

それではこれより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することにいたしました。

次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題とします。智頭町長より農用地利用集積計画(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。

事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書3ページで説明いたします。利用権設定面積、合計が田んぼで2,503㎡です。利用権を設定するが2名、受ける者が2名でございます。期間は、すべて10年未満となります。続きまして、4ページが明細となっております。

以上でございます。

議 長 これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。

議 長 1番だが、借料が多いのではないのか。単位を違えているのではないのか。

事務局長 一応申請書も確認しました。1反当たり225キログラムで間違いありませんでした。

(「聞いてみてはどうか。これは異常だと。」という者の声あり)

事務局長 次回の総会までに確認し、連絡します。

議 長 番号1については、訂正があるのなら了解のもとだ。それから審議しないといけない。この条件では一体何をやるのか、本当に収量が取れるのか分からないし、心配だ。事務局確認の上、次回の報告とします。

これに異議ありませんか。

(「異議なし。」という者の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案とおり決定することにいたしました。

それでは、以上をもちまして、智頭町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

(午後2時05分 閉会)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年6月8日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 植木 克茂

智頭町農業委員会委員 藤原 康生